

議案第 4 3 号

つくばみらい市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びつくばみらい市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(つくばみらい市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 つくばみらい市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年つくばみらい市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

(つくばみらい市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 つくばみらい市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年つくばみらい市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の次に次の 1 条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第 14 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

令和８年８月２７日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩

提案理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則が公布されたことに伴い、児童福祉法施行規則等が一部改正され、本条例の基準となっている「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」及び「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準」の一部が改正されたことにより、関係する条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年つくばみらい市条例第29号)新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	第13条 削除

つくばみらい市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年つくばみらい市条例第26号)新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において</u> <u>準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力</u> <u>等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴</u> <u>力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第</u> <u>2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条におい</u> <u>て同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利</u> <u>用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳</u> <u>幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖</u> <u>性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係</u> <u>る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をい</u> <u>う。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	(新設)